

神戸電鉄ポイント還元サービス
利用規約

神戸電鉄ポイント還元サービス 利用規約 目次

第 1 条	本規約の目的	1
第 2 条	適用範囲	1
第 3 条	用語の定義	1
第 4 条	利用登録	2
第 5 条	利用登録の制限	2
第 6 条	他社局との連携	2
第 7 条	利用登録の確認・変更	3
第 8 条	利用登録の無効・解除	3
第 9 条	還元ポイントの付与	4
第 10 条	普通ポイントの付与	4
第 11 条	特定サービスポイントの付与	4
第 12 条	特定サービス実施時の適用関係	5
第 13 条	還元ポイントの効力及び有効期限	5
第 14 条	還元ポイントに関する情報の確認	5
第 15 条	還元ポイントのチャージ	6
第 16 条	還元ポイント残高および利用情報の引継	7
第 17 条	還元ポイントの訂正	7
第 18 条	還元ポイントの譲渡	8
第 19 条	還元ポイントの不正入手	8
第 20 条	本サービスの制限又は停止	8
第 21 条	免責事項	8
第 22 条	規約の変更・本サービスの終了	8
第 23 条	個人情報の利用・預託	8
第 24 条	準拠法	9
第 25 条	合意管轄	9
附則		9
【別表 1】	対象路線	9
【別表 2】	他社局サービス	9
【別表 3】	(係員操作) 業務端末の設置駅	9

【本規約の目的】

第1条 本規約は、神戸電鉄株式会社（以下、「当社」といいます。）が、西日本旅客鉄道株式会社が発行するIC 証票乗車券（以下「ICOCA 乗車券」といいます。）の利用者に対して提供するポイント還元サービス（以下「本サービス」といいます。）の内容及び適用条件等を定め、もって利用者の利便性向上と円滑な利用の促進を図る目的とします。

【適用範囲】

第2条 本サービスの内容及び適用条件等については、本規約の定めるところによります。

- 2 本規約に定めのない事項については、法令および当社の旅客営業規則、IC 証票乗車券取扱、ICOCA 乗車券取扱規則等（以下「営業規則等」といいます。）の定めるところによります。

【用語の定義】

第3条 本規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「利用者」とは、本規約に同意のうえ、所定の手続きを経て、本サービスにICOCA 乗車券の登録を行った個人をいいます。
- (2) 「利用希望者」とは、本サービスの利用を希望する個人をいいます。
- (3) 「対象路線」とは、別表1に定める当社の路線、および別表第2号に規定する他社局の路線をいいます。
- (4) 「還元ポイント」とは、本規約に従って利用者に付与される普通ポイント及び特定サービスポイントをいいます。
- (5) 「利用月」とは、月の初日から末日までの1か月間をいいます。
- (6) 「SF」とは、金銭又はポイントをチャージ（入金）することにより、ICOCA 乗車券に記録され、運賃等に利用することができる金銭的価値をいいます。
- (7) 「普通ポイント」とは、本規約第10条の定めにより付与されるポイントをいいます。
- (8) 「特定サービスポイント」とは、本規約第11条の定めにより付与されるポイントをいいます。
- (9) 「同一普通旅客運賃区間」とは、乗継割引及び連絡割引（以下「乗継割引等」といいます。）適用前の大人普通旅客運賃又は小児普通旅客運賃が同一の区間をいいます。
(注1) 小児普通旅客運賃については、計算の元となる大人普通旅客運賃区間が異なる場合は、計算された小児普通旅客運賃が同額であっても、別の普通旅客運賃区間として取り扱います。
(注2) 大人普通旅客運賃には、鉄道駅パリアフリー料金（1乗車10円）を含みます。
- (10) 「特定サービス」とは、本規約第11条に定める、普通ポイントと異なる条件で付与するキャンペーン等の施策をいいます。
- (11) 「還元ポイント残高」とは、本サービスの利用により積み立てられたポイント数をいいます。
- (12) 「他社局サービス」とは、他社局が提供するICカードによる他社局路線の利用に基づいてポイントを付与する本サービスと同種のサービスで、当社が認めたサービスをいいます。なお、神戸高速線は当該他社局サービスに含まれます。

- (13) 「サービス提供時間」とは、別に定める場合を除き、駅の営業時間をいいます。

【利用登録】

- 第4条 利用者は、本規約に同意のうえ、当社（神戸高速線新開地駅を除く。）の精算機（ただし、本サービスに対応している機器に限る。以下「精算機」といいます。）において、サービス提供時間内にICOCA乗車券について利用登録を行うことで、本サービスの提供を受けることができます。
- 2 前項の定めにかかわらず、当社が別に定める方法により、ICOCA乗車券に対して利用登録を行うことができます。
- 3 利用登録に必要な情報は次の各号に掲げるとおりとします。
- (1) ICOCA乗車券に記載のJWから始まる17桁のカード番号（精算機がICOCA乗車券のカード番号を読み取ることにより自動取得します。）
 - (2) 利用者の氏名
 - (3) 利用者の生年月日
 - (4) 電話番号
 - (5) 確認番号（電話番号の下4桁が自動的に設定されます。）
- 4 利用登録は、本サービスのシステムに前項各号の情報が入力され、利用者により本規約への同意が示された時点で完了するものとし、当該利用登録が完了した日の属する月の初日に遡り、本サービスの提供を受けることができます。
- 5 第1項の規定にかかわらず、「IC証票乗車券取扱規則」第2条第1項第12号に定めるモバイルデバイスのICOCAでは、利用登録を行うことができません。

【利用登録の制限】

- 第5条 利用登録は個人名義でのみ行うことができます。法人その他の団体名義では利用登録をすることができません。
- 2 利用希望者は、自らに貸与されている以外のICOCA乗車券を用いて利用登録を行ってはなりません。利用希望者が複数のICOCA乗車券を貸与されているときは、ICOCA乗車券ごとに利用登録を行うことができます。
- 3 利用希望者は、本規約に同意しない場合には、本サービスを利用することはできません。また、暴力団、総会屋その他の反社会的勢力（暴力、威力、詐欺の手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人等）に該当する者又はこれらに準じる者であると認められる者は、利用登録を行うことができません。
- 4 利用登録の完了後、当該利用者が前項の規定に該当することが判明した場合、当社は、本サービスにおける利用登録を無効とし、利用登録を解除できるものとします。
- 5 前項の規定により利用登録を解除したときは、第6条の規定により当社が連携する他社局サービスに自動的に反映されるものとします。

【他社局との連携】

- 第6条 当社は、本サービスにおける利用者の利便性向上と円滑な利用の促進を図るため、本サービスと同様のサービスを提供している他社局（以下「他社局」といいます。）と連携す

る場合があります。

- 2 前項の場合において、当社は、利用者が他社局の対象路線を利用したときにも還元ポイントを付与するものとしませんが、この場合の付与条件及び付与するポイントの算定方法等は、本規約によらず当該対象路線が属する他社局の定める規約によるものとしします。
- 3 当社が連携する他社局サービスは別表2のとおりとします。
- 4 第1項の規定により他社局と連携する場合には、当社はあらかじめ当社ホームページへの掲載や、その他の相当な方法で周知するものとしします。なお、連携する他社局サービスの提供を受けることを希望しない場合は、本サービスの提供を受けることはできません。その場合、第8条の規定により利用登録の解除を要するものとしします。

【利用登録の確認・変更】

- 第7条 利用者は別表3に定める駅又は他社局の一部の駅において、サービス提供時間内に利用者本人の申請により利用登録の確認及び変更を行うことができます。なお、申請には所定の申請書の提出及び登録情報（利用者の氏名及び生年月日）を確認できる本人確認書類（顔写真が貼り付けられており、かつ申請時点で有効なもの）の呈示が必要です。
- 2 前項の場合において、代理人により手続きを行う場合は、所定の申請書を提出し、かつ利用者本人の本人確認書類及び委任状、ならびに代理人の本人確認書類の呈示により利用登録の確認及び変更を申請することができます。ただし、親権者等の法定代理人が申請する場合で、本人確認書類の呈示により利用者本人との関係性を証明したときは、利用者本人による委任は不要です。
 - 3 第1項に定める利用登録の確認において、登録した確認番号の確認はできません。確認番号は、利用者が確認番号の変更を希望する場合にのみ、所定の手続きにより取り扱うものとしします。
 - 4 第1項に定める利用登録の変更において、登録した氏名の変更はできません。ただし、婚姻等による名義変更のほか、誤った氏名を登録した場合など、変更について当社が合理的であると認められる場合を除きます。この場合、第1項に定める申請書類等のほか、変更内容が証明できる公の機関が発行した証明書等が必要です。
 - 5 第1項の規定により利用登録を変更したときは、第6条の規定により当社が連携する他社局サービスに自動的に反映されるものとしします。

【利用登録の無効・解除】

- 第8条 利用登録後、当該ICOCA乗車券のSF残額を使用して、本サービス又は他社局サービスの対象路線を最後に利用した日の属する月の翌月から起算して12か月間、当該ICOCA乗車券のSF残額による対象路線の利用がなかった場合は、本サービスにおける利用登録が無効となり、本規約に定める一切のサービスを受けることができません。
- 2 前項の定めにより利用登録が無効となった場合においても、第4条の定めに基づき、再度利用登録を行うことができます。
 - 3 利用登録したICOCA乗車券を払い戻した場合で、第16条に定めるポイントの残高及び利用情報の引継ぎをしなかった場合は、利用登録を解除したもののみなし、本規約に定め

神戸電鉄ポイント還元サービス 利用規約

る一切のサービスを受けることができません。

- 4 利用者は、別表 3 に定める駅又は他社局の一部の駅において、サービス提供時間内に利用者本人の申請により利用登録の解除を行うことができます。この場合、解除の手続きが完了した後は、本規約に定める一切のサービスを受けることができません。なお、申請には所定の申請書の提出及び登録情報（利用者の氏名及び生年月日）を確認できる本人確認書類（顔写真が貼り付けられており、かつ申請時点で有効なもの）の呈示が必要です。
- 5 前項に定める解除申請において、代理人により手続きを行う場合は、所定の申請書を提出し、かつ利用者本人の本人確認書類及び委任状、ならびに代理人の本人確認書類の呈示により利用登録の確認及び変更を申請することができます。ただし、親権者等の法定代理人が申請する場合で、本人確認書類の呈示により利用者本人との関係性を証明したときは、利用者本人による委任は不要です。
- 6 営業規則等の定めるにより ICOCA 乗車券を無効として回収した場合は、利用登録が解除され、本規約に定める一切のサービスを受けることができません。請求類等のほか、変更内容が証明できる公の機関が発行した証明書等が必要です。
- 7 第 1 項の規定により利用登録が無効となったとき、ならびに第 4 項および第 6 項の規定により利用登録が解除となったときは、第 6 条の規定により当社が連携する他社局サービスに自動的に反映されるものとします。

【還元ポイントの付与】

- 第 9 条 当社は、利用者が ICOCA 乗車券の SF 残額を用いて対象路線を利用された月（以下「利用月」といいます。）における利用に対し、本規約に定める算出方法に基づいて還元ポイントを付与します。
- 2 還元ポイントの付与は、本サービスに利用登録された ICOCA 乗車券単位で行うものとします。したがって、複数の ICOCA 乗車券を利用登録している場合、利用額及び還元ポイントの合算はできません。
 - 3 第 1 項に定める還元ポイントは、利用月の翌月 15 日に一括して付与されます。なお、付与する際に、10 ポイント未満の端数は切り捨てるものとします。
 - 4 前項の定めにかかわらず、当社の運営上の都合により、還元ポイントを付与する日を予告なく変更となる場合があります。

【普通ポイントの付与】

- 第 10 条 普通ポイントは、利用月における、対象路線ごとの同一普通旅客運賃区間の利用回数に応じて、下表のとおり算出して付与します。

利用回数	付与率	算出方法	端数処理
同一普通旅客運賃区間の 1 回目から 10 回目までの利用	なし		
同一普通旅客運賃	10%	11 回目以降の利用ごとに 1 ポイント	1 ポイント未満の端数

神戸電鉄ポイント還元サービス 利用規約

区間の11回目以降の利用		単位で以下を算出し加算する。 同一普通旅客運賃区間の乗継割引等 適用後の普通旅客運賃×付与率	は切り捨て
--------------	--	--	-------

- 2 2以上の同一普通旅客運賃区間を11回以上利用した場合は、それぞれの同一普通旅客運賃区間ごとに第1項に定める方法により1ポイント単位で算出を行い、それらを合算した後、10ポイント未満の端数は切り捨てて付与します。
- 3 小児用ICOCA乗車券による利用に対する還元ポイントは、同一普通旅客運賃区間の利用回数を基に、前各項に定める方法により、乗継割引等適用後の小児普通旅客運賃を用いて1ポイント単位で算出を行い付与します。
- 4 ICOCA定期券のSF残額を使用して、券面に表示される通用期間内に、通用区間外となる対象路線を利用したときも利用回数に合算します。

【特定サービスポイントの付与】

第11条 前条の規定にかかわらず、特定サービスとして、特定の期間、区間、付与率等（以下「適用条件」といいます。）を別に定め、普通ポイントと異なる特定サービスポイントを対象路線ごとに付与する施策を実施することがあります。その場合、適用条件及び算出方法は下表のとおりです。

期間及び区間	利用回数	付与数 (または) 付与率	算出方法等	端数処理
実施の都度 定める	期間及び区間の適用条件を満たす1回目以降の利用	実施の都度 定める	適用条件を満たす利用ごとに付与数を加算する。(または) 適用条件を満たす利用における 乗継割引等適用後の普通旅客運賃×付与率	1ポイント未満の端数は切り捨て

- 2 前項に定めるポイントを付与する場合の適用条件は、あらかじめ当社のホームページへの掲載等、その他の相当な方法で周知します。
- 3 特定サービスは、期間や区間が重複する複数の特定サービスを実施する場合があります。また、他社局と協調した特定サービスの施策を実施する場合があります。
- 4 ICOCA定期券のSF残額を使用して、券面に表示される通用期間内に、通用区間外となる対象路線を利用したときで、第1項に定める適用条件を満たす利用は、特定サービスのポイントを算出する利用回数もしくは普通旅客運賃の額に合算します。

【特定サービス実施時の適用関係】

第12条 特定サービス実施期間中の当該サービス実施区間の利用であっても、第10条に定める普通ポイントの算出の対象とします。

- 2 前条第3項の場合、還元ポイントの付与については、当社が定める順序に従い、一つの特定サービスを適用します。

【還元ポイントの効力及び有効期限】

第13条 本サービスの利用登録を行ったICOCA乗車券を払い戻した場合、当該ICOCA乗車券の還元ポイント残高はすべて無効となります。

- 2 還元ポイントの有効期限は、還元ポイントを付与した月を含む3か月後の月末とします。その期限内に第15条に定める還元ポイントのチャージが行われなかった場合、該当する利用月の還元ポイントは有効期限切れとして失効します。

【還元ポイントに関する情報の確認】

第14条 利用者は、当社の精算機において、所定の操作を行うことにより、下表の内容の履歴（対象路線内の利用に限る）を確認することができます。

履歴情報の種類	内容	確認できる期間
利用履歴	ポイントの対象となる利用年月日、利用区間、利用金額	確認日の属する月から過去6カ月分

- 2 利用者は、他社局の一部の券売機等において、所定の操作を行うことにより、第1号に定める表の内容の履歴（他社局の提供するサービス対象路線の利用に限る）を確認することができます。
- 3 第1項の規定にかかわらず、「IC証票乗車券取扱規則」第2条第1項第12号に定めるモバイルデバイスのICOCAでは、還元ポイントに関する情報の確認を行うことができません。

【還元ポイントのチャージ】

第15条 利用者は、本規約に定めにより付与された還元ポイントを、当社の精算機または他社局の一部の券売機等で、サービス提供時間内において、利用登録されたICOCA乗車券にチャージすることができます。なお、チャージには利用登録の際に設定した確認番号の入力が必要です。

- 2 還元ポイントは、1ポイント1円として換算します。
- 3 チャージすることができる還元ポイントは、本規約の定めにより当社が付与する還元ポイントと、第6条の定めにより連携する他社局の提供するサービスにおいて付与されるポイントを合算したポイントです。この場合、付与されたポイントの一部を利用者が任意に指定してチャージすることはできません。
- 4 チャージは、付与された月単位で有効期限が短いものから順に行うことができます。
- 5 確認番号を1日（本条において1日とは、サービス提供時間の1単位とします。）に、誤って10回以上入力した場合に、入力制限がかかり当日中のチャージができなくなります。
- 6 前項の理由によりチャージができなくなった場合は、翌日以降のサービス提供時間内

に再度正しい確認番号を入力するか、利用者本人が別表 3 に定める駅又は他社局の一部の駅において、サービス提供時間内に入力制限の解除申請を行うことで、チャージすることができます。なお、入力制限の解除申請には、所定の申請書の提出及び登録情報（利用者の氏名及び生年月日）を確認できる本人確認書類（顔写真が貼り付けられており、かつ申請時点で有効なもの）の呈示が必要です。

- 7 前項に定める入力制限の解除申請において、代理人により手続きを行う場合は、所定の申請書を提出し、かつ利用者本人の本人確認書類及び委任状、ならびに代理人の本人確認書類の呈示により入力制限の解除を申請することができます。ただし、親権者等の法定代理人が申請する場合で、本人確認書類の呈示により利用者本人との関係性を証明したときは、利用者本人による委任は不要です。
- 8 チャージすることにより、ICOCA 乗車券の SF 残額が 20,000 円を超えるときは、チャージできません。この場合、利用者本人が精算機において所定の操作を行うことにより、還元ポイントの有効期限が到来するまでの間において 1 回に限り、当該有効期限を翌月の末日まで延長することができます。
- 9 還元ポイントをチャージして SF 残額とした場合、再度還元ポイントに戻すことはできません。
- 10 第 5 項及び第 8 項に定めるチャージができない場合で、第 13 条第 2 項の定めるにより還元ポイントが失効した場合であっても、当社はその責を負いません。
- 11 還元ポイントは利用登録を行った ICOCA 乗車券のみチャージすることができます。他の ICOCA 乗車券にチャージすることはできません。
- 12 還元ポイントは現金と交換することはできません。
- 13 ICOCA 乗車券にチャージした後の SF 残額の取り扱いについては、営業規則等に従うものとします。
- 14 第 1 項の規定にかかわらず、「IC 証票乗車券取扱規則」第 2 条第 1 項第 12 号に定めるモバイルデバイスの ICOCA では、還元ポイントを利用登録された ICOCA 乗車券にチャージすることができません。

【還元ポイント残高及び利用情報の引継】

- 第 16 条 ICOCA 乗車券の紛失、盗難等により、別の ICOCA 乗車券を使用する場合又は ICOCA 乗車券の障害等により再発行する場合は、別表 3 に定める駅又は他社局の一部の駅において、サービス提供時間内に利用者本人の申請により、当該 ICOCA 乗車券の登録情報、還元ポイント残高及び還元ポイントの付与履歴等（以下「登録情報等」といいます。）を、別の ICOCA 乗車券に引き継ぎます。なお、申請には所定の申請書の提出及び登録情報（利用者の氏名及び生年月日）を確認できる本人確認書類（顔写真が貼り付けられており、かつ申請時点で有効なもの）の呈示が必要です。
- 2 小児用 ICOCA 乗車券の有効期限切れのため、別の ICOCA 乗車券を使用する場合は、別表 3 に定める駅又は他社局の一部の駅において、サービス提供時間内に利用者本人の申請により、当該 ICOCA 乗車券の登録情報等を新しい ICOCA 乗車券に引き

継ぎます。なお、申請には所定の申請書の提出及び登録情報（利用者の氏名及び生年月日）を確認できる本人確認書類（顔写真が貼り付けられており、かつ申請時点で有効なもの）の呈示が必要です。

- 3 前各項に定める場合において、代理人により手続きを行う場合は、所定の申請書を提出し、かつ利用者本人の本人確認書類及び委任状、ならびに代理人の本人確認書類の呈示により ICOCA 乗車券の引き継ぎを申請することができます。ただし、親権者等の法定代理人が申請する場合で、本人確認書類の呈示により利用者本人との関係性を証明したときは、利用者本人による委任は不要です。
- 4 第 1 項及び第 2 項の定めにかかわらず、本サービスのシステム上の都合や、係員の取り扱いにより ICOCA 乗車券を交換する必要があると当社が判断した場合は、交換前の ICOCA 乗車券の登録情報等を新しい ICOCA 乗車券へ引き継ぐことがあります。
- 5 第 1 項、第 2 項又は第 4 項に定める引き継ぎを行う新しい ICOCA 乗車券は、本サービスならびに他社局の提供するサービスにおいて未登録の ICOCA 乗車券に限りです。
- 6 第 1 項、第 2 項又は第 4 項に定めにより登録情報等を引き継いだときは、第 6 条の定めにより連携する他社局の提供するサービスにも自動的に反映されます。

【還元ポイントの訂正】

第 17 条 当社は、次の場合に限り利用者が保有する還元ポイントを訂正することがあります。

- (1) 当社が誤って還元ポイントを付与した場合
 - (2) その他、当社が還元ポイントを訂正することが適切であると判断した場合
- 2 前項の定めにより還元ポイントを訂正したときは、第 6 条の定めにより連携する他社局の提供するサービスにも自動的に反映されます。

【還元ポイントの譲渡】

第 18 条 還元ポイントは、第三者に譲渡することはできません。

【還元ポイントの不正入手】

第 19 条 本規約に定める以外の方法で、不正に還元ポイントを手入した場合は、営業規則等の定めにより、当該 ICOCA 乗車券を無効として回収します。この場合、保有する還元ポイントは無効となります。

【本サービスの制限又は停止】

- 第 20 条 当社は、営業規則等の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備等の保守点検の実施等により、本サービスの提供を予告なしに一時的に制限又は停止することがあります。
- 2 前項に定める本サービスの一時的な制限又は停止に対し、当社はその責を負いません。ただし、当該の一時的な制限又は停止が、当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

神戸電鉄ポイント還元サービス 利用規約

【免責事項】

- 第 21 条 ICOCA 乗車券の紛失、盗難、詐取、横領、利用者の錯誤等により、第三者が還元ポイントを不正に使用した場合であっても、利用者の損害について当社はその責を負いません。
- 2 確認番号を使用した手続き、操作等については、利用者本人が行ったものとみなし、そのために生じた利用者の損害について、当社はその責を負いません。
 - 3 その他、当社の責めに帰すことのできない事由から発生した利用者の損害について、当社はその責を負いません。

【規約の変更・本サービスの終了】

- 第 22 条 経済情勢など外部環境が変化した場合等、又は当社の経営状況等に変化があった場合、その他の合理的な必要性がある場合、当社は本サービスの内容について変更することができるものとします。また、当社は理由の如何にかかわらず、本サービスの提供を終了することができるものとします。
- 2 前項の定めにより本サービスの内容を変更又は終了する場合は、あらかじめ当社のホームページへの掲載、その他相当の方法により周知します。

【個人情報の利用・預託】

- 第 23 条 当社は、利用者が登録した個人情報等を、当社が定めた保有個人データの利用目的の範囲内で利用します。
- 2 当社は、個人情報の利用において、その個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督したうえで、第三者に取り扱いを委託する場合があります。

【準拠法】

第 24 条 本規約及び各サービスの利用に係る契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法に準拠するものとします。

【合意管轄】

第 25 条 本サービスに関連して、当社と利用者又は利用希望者との間に生じる一切の紛争は神戸地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とします。

附 則

この規約は、2024 年 4 月 1 日より施行します。

【別表 1】本サービスのポイント付与対象となる当社の路線

対象路線	運営事業者	路線の名称	区 間
神鉄線 (神戸高速線を)	当社	有馬線	湊川～有馬温泉駅間
		三田線	有馬口～三田駅間

神戸電鉄ポイント還元サービス 利用規約

除く)		公園都市線	横山～ウッドタウン中央駅間
		粟生線	鈴蘭台～粟生駅間

【別表2】他社局サービス

サービス 提供会社	サービスの名称	ポイント発行者	利用登録開始日
阪神電気鉄道株式会社	阪神電車ポイント還元サービス	サービス提供会社と同じ	2022年9月1日
阪急電鉄株式会社	阪急電車ポイント還元サービス	〃	2023年4月1日
能勢電鉄株式会社	能勢電車ポイント還元サービス	〃	2023年4月1日
山陽電気鉄道株式会社	山陽電車ポイント還元サービス	〃	2023年3月1日

【別表3】(係員操作用)業務端末の設置駅

・湊川駅 ・鈴蘭台駅 ・北鈴蘭台駅 ・山の街駅 ・谷上駅 ・有馬口駅 ・有馬温泉駅 ・岡場駅 ・田尾寺駅 ・横山駅 ・三田駅 ・フラワータウン駅 ・西鈴蘭台駅 ・押部谷駅 ・志染駅 ・三木駅 ・小野駅
--